

## 意見陳述書

2014年11月6日

新潟地方裁判所民事部 御中

原告 伊藤 久美

1 私は、刈羽村の原子力発電所から2, 6キロメートルの所に住んでいる伊藤と申します。

刈羽村は、9月に原子力災害のための避難計画を発表しましたが、この計画では私たち住民は、被曝0で避難できないと知りました。

格納容器を守るため、フィルタベントを開けると私たちは確実に被曝します。放射性物質の中でも、各種の希ガスや気体のヨウ素は1時間でほぼ放出するというのです。

事故が起きたとき、フィルタベントをする前に、東京電力がすぐに連絡をくれるでしょうか？

今まで、事故後、すぐに連絡をくれたことのない会社です。

時間が経てば経つほど、私たちは危険にさらされるのです。

東日本大震災の時には、福島第1原発の1号機がメルトダウンしていてもなお、炉心溶融（メルトダウン）は起きていないとひたすら隠し続けた東京電力です。

2か月たってようやくメルトダウンを認めましたが、その間にどのくらい大勢の人が被曝したことか？

もっと早く、メルトダウンを認めて全員を避難させていたら、被曝することを最小限に食い止めることができたのではないかと思います。

福島第1原発は、今でも汚染水の処理ができず、放射性物質（セシウム）も、一日24億ベクレル出し続けています。

福島第1原発事故は収束していません。

それなのに東京電力は、柏崎刈羽原発を動かそうというのです。

柏崎刈羽原発は、3km以内にたくさんの方が暮らしています。

まるで、町内会に原発があるようなものです。

もし、福島第1原発のような事故が世界最大の出力821万2,000kWの柏崎刈羽原発で起こったらと想像するだけで、ぞっとします。

中国大陸から吹いてくる偏西風に乗って、瞬く間に、日本全土が放射性物質で覆われてしまうでしょう。

一体どこに逃げたら、私たちの安心安全などあるのでしょうか。

2 柏崎刈羽原発は、あの中越沖地震を受けた原発です。

中越沖地震の時、柏崎刈羽原発の7号機の排気塔は3日間開けっ放しで、ヨ

ウ素がおよそ7億ベクレルも出たと、後になって知りました。

私たちは、なにも知らされず屋外に退避し、色も匂いもない放射能を吸っていました。

6号機では、地震の揺れで放射能を帯びた水が外に飛び出しました。

3号機では、変圧器が火災を起こし黒い煙が出ていました。

原子炉建屋・タービン建屋全体では、ひび割れが合計2,365本も見つかりました。

5号機のタービン建屋のひび割れの中の4本は、厚さ60cmや90cmの耐震壁を貫通していました。

東京電力と保安院は「問題ない」としました。

しかし、配管などの入り組んでいる場所、人間が入れない狭い場所、放射線量が高くて入れない場所の点検はできていないのです。

その他にも、機器の不具合が目視できる所で3,683件もあったのです。

こんな原発を本当に再稼働させても大丈夫なののでしょうか？

### 3 柏崎刈羽原発は、「くず湯の上の原発です！」。

2008年12月ラピカにて開催された県の技術委員会と県民との「意見交換会」で地盤・地質小委員会委員長、山崎氏の発言です。

中越沖地震後、この原発の基準地震動は、今後予想される地震の強さを考慮に入れて、2300ガル（1～4号機）、1209ガル（5～7号機）となりました。

450ガルで設計されていた原発の基準地震動が5倍や3倍になったのです。

国内の原発の中でとび抜けて大きな値です。まさに「くず湯の上の原発」です。

### 4 40年来、「5重の壁で守られているから安全！」「止める・冷やす・閉じ込めるから、放射能は出さない、安全！」と説明されてきました。

しかし、福島事故後、規制庁はフィルタベントをして「セシウム137は100兆ベクレルを上回らなければ、出してよい」というのです。

今更、こんなことを認められるのでしょうか。

いいえ、認めることは、できません！

### 5 重大事故が発生した時、住民は避難できるのでしょうか？

重大な事故が起きたら、私たちは被曝0で避難することができるかと考えると、多分、被曝を避けることはできないと思います。

地震で道がガタガタになったら、自動車も使えません。逃げる方法もないのです。

原発から2,6kmの所にある自宅も田畑も何もかも、捨てなければならな

いでしょう。

海や山や大好きな自然を捨て田畑を捨てて、逃げなければならなかった福島の人たちのことを考えると、我が事のように心が痛みます。

6 私たちは多くのことを望んではいません。

ただ、放射能の心配などせずに、当たり前前日常を当たり前前に暮らしていきたいだけなのです。

福島の子どもたちに、甲状腺癌が増えているという事実があります。

命を生み出す女性にとって、我が子が癌に侵されていく姿を見るなど、だれが望みましようか。

大飯原発の判決に触れて、初めて人格を持った人間として認められたという思いを持ちました。

今まで原発裁判というと、国が認可したことなので、高度な判断はできないとして肩透かしを食った裁判が多かったと思います。

今回の判決は、「生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを求めることができる」としました。

原発は、まさに私たちの生命も生活も真っ向から奪うものです。

初めて、原発の差し止めを認めたのです。

今まで万が一にも事故など起きないとされ、避難計画もなかった原子力事故に対して、差し止めを認める判決は、ようやく一縷の希望の光がともったと思います。

放射能と人間は、共存できません。

ひとたび事故が起きれば、今までの生活の全てを失ってしまうのです。

今まで先祖から営々と築いてきた故郷、住んでいた家も、田畑や周りの大自然も、果ては地域社会や人間関係までも全てを失ってしまうのです。

これ以上の理不尽はありません。

福井地裁は、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失である」とうたっています。

新潟地裁も同じように、私たちの人格権を認めていただき、これからも子々孫々まで、生きとし生けるものが共に生きていくことができる世の中であり、私たち人間が大地に根を張って安心して生活できるような判断をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。